

営利使用者登録に必要な書類

市に事業者登録（有資格者業者名簿に登録）している場合、市と包括的な連携協定を結んでいる場合は第3号様式の提出のみで手続きできます。

必要書類	個人	団体	備考
川崎市ブランドメッセージ営利使用者登録申請書（第3号様式）	○	○	市指定の様式をご利用ください。
暴力団排除に係る誓約書	○	○	市指定の様式をご利用ください。
登記事項現在証明書（原本または写し1部）	-	○	発行日から3ヶ月以内のもの（法人のみ必要）
事業概要	○	-	パンフレットなどの事業内容がわかる資料
団体概要	-	○	会社概要又は事業内容がわかるパンフレットその他の資料
財務諸表（写し）	○	○	直近2期分
納税証明書（国税・川崎市税。写し可）	○	○	国税：「消費税及地方消費税」、「法人税」（法人）、「申告所得税」（個人事業主） 川崎市税：「法人市民税」（法人）、「市民税・県民税」（個人事業主）、「固定資産税（償却資産を含む）」（該当がある場合）

使用の届出、承認に必要な書類

必要書類	団体使用者	営利使用者	備考
川崎市ブランドメッセージ使用届出書（第1号様式）	○	-	市指定の様式をご利用ください。
川崎市ブランドメッセージ営利使用申請書（第7号様式）	-	○	市指定の様式をご利用ください。
作成する製品等のサンプルまたは写真等の使用見本	○	○	使用方法のわかるものを提出してください。

使用上の注意

- デザインを変えない
色や縦横比の変更やその他変形加工はNGです！
ただし、営利目的外の個人使用の場合は色を変えて遊べます。楽しく活用してください。
個人使用の例：色を変える他、水玉模様なども自由です。
- 団体使用や営利使用の場合は届出をした内容や承認を受けた内容に限って使用する
- 営利使用の場合は製作物等を完成後速やかに提出する
- 営利使用の承認を受けた権利の譲渡、転貸又は承継しない
- 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用しない
- 各種法令を遵守する
- 市長が必要に応じて行う照会に応じる

その他

- ブランドメッセージ（ロゴ）の使用者や使用した製作物を川崎市が推奨していることにはなりません。
- ブランドメッセージ（ロゴ）に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、川崎市は一切の責任を負いません。
- ブランドメッセージの使用に関する一切の権利は、川崎市に属します。
- 団体使用の届出や営利使用の承認がされると、市のホームページで紹介されます。使用中等になった場合も報告します。
- 登録内容や使用状況等に変更があった場合は申請が必要です。

詳細についてはこちらにお問い合わせください
川崎市総務企画局シティプロモーション推進室ブランド戦略担当
TEL 044-200-2273 FAX 044-200-3915
17brand@city.kawasaki.jp

川崎市ブランドメッセージの使用について

—— 個人や団体・企業のみならず使用できます ——

目的

川崎市は、2024年に向かえる市制100周年、さらにその先を見据え、都市の魅力を高め、新しい川崎を作り上げていく1つの取り組みとしてブランドメッセージを策定しました。

ブランドメッセージ及びロゴはあなたの“川崎が好き”“川崎を元気にしたい”を伝えるコミュニケーションツールとして使用していただくことで、都市の魅力を高めていくことを狙いとしています。

ブランドメッセージを使った人もブランドメッセージを受け取る人も、川崎が好きになる、そんな場面でぜひご活用ください。

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

川崎市のブランドメッセージって？

多彩な魅力を持つ川崎の多様性を表現しています。

ロゴは光の3原色で川を構成し、混じり合うことでどんな色でも作り出すことができる多様性も表現しています。

使用料

無料です！

使用できるデザイン

9種類 詳細は別紙デザインマニュアルを御確認ください。
※デザインの変更はできません。



どんな使い方ができるの？



川崎が大好き、活動や仕事を通じてわくわくするまちにしたい、そんなあなたの名刺に



ロゴをモチーフにしたケーキや川崎に関わる商品の販売などに



川崎を盛り上げる、楽しくするイベントやお店のポスターやチラシに



ダイバーシティなまちづくりに貢献する事業のPRに

団体活動に使用するグッズなどに

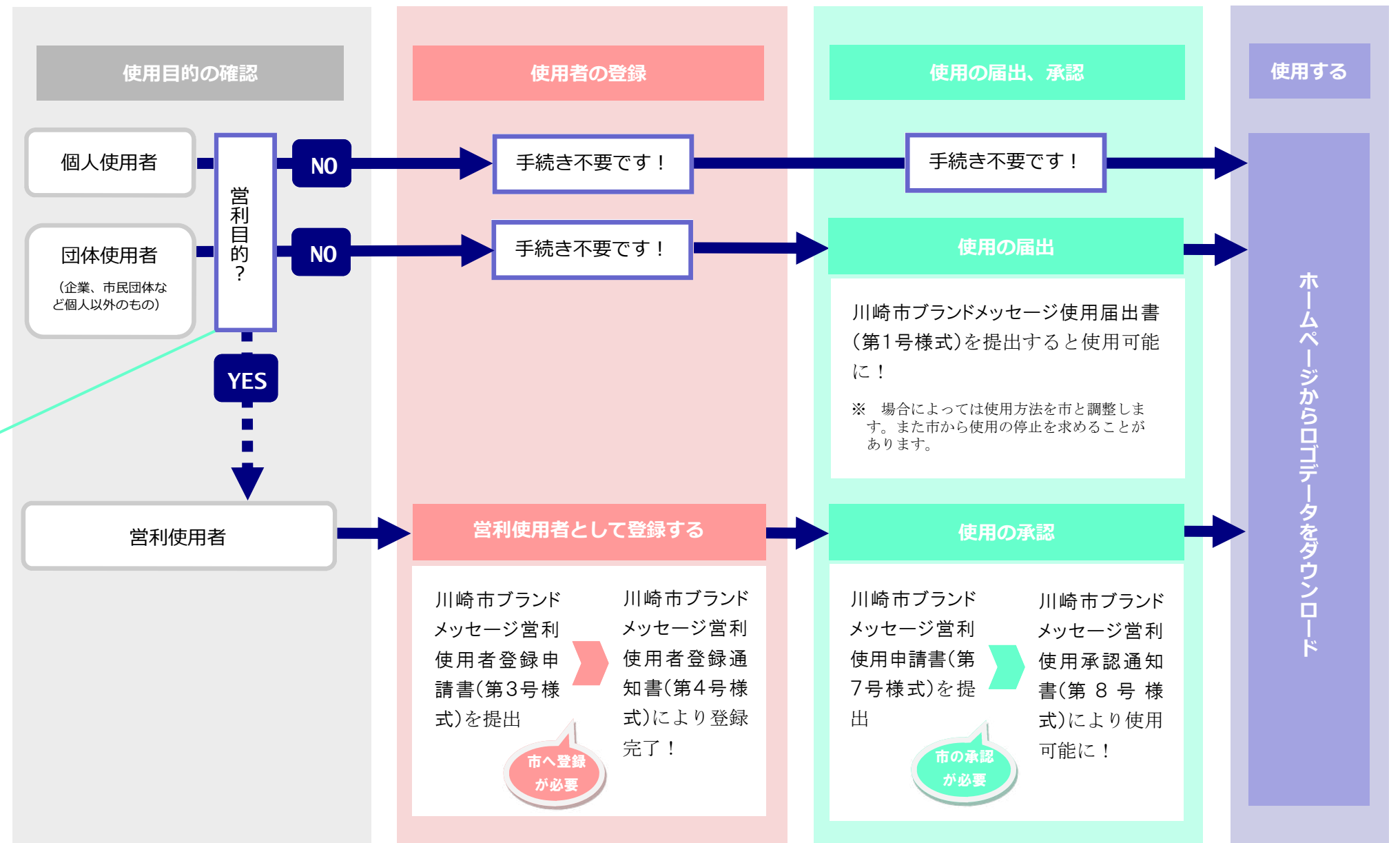


使用するまでの全体の流れ

個人が非営利で使用する場合は、すべての手続きが不要です！

団体が非営利で使用する場合は使用の届出が必要です。

個人、団体問わず、営利目的の場合は使用者としての登録及び使用の承認が必要です。



営利目的の使用って？

商品開発、事業者としての名刺やホームページでのPRに使用
・・・営利目的となります

例：3色ケーキを開発しパッケージにロゴとメッセージを使用、
事業者としての名刺で地元密着をPRするためにロゴを使用 など

社内での福利厚生、企業が行う地域貢献活動

・・・営利目的外の団体使用となります

例：運動会のチームロゴに使用(チーム赤、チーム緑、チーム青)、
地域貢献活動のごみ拾い用ビブスにロゴをプリント など